



今号の主なトピックス

- 3面…平成25年度上半期の財政状況
- 4・5面…障がい福祉サービスのご案内
- 6面…狛江すくすくコンサート
- 8面…スポーツ・学校施設の抽選申し込み方式を変更します
- 8面…谷戸橋地区センターの休館

○発行／狛江市 ○編集／企画財政部秘書広報室 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎03(3430)1111 ホームページ <http://www.city.komae.tokyo.jp/>

## 障がいのある人とともに生きる

～12月3日(火)から9日(月)までは

「障がい者週間」～



ひかり作業所による作品の数々

### 障がい者団体作品展示会

12月2日(月)午前9時～6日(金)午後4時

※販売は5日(木)・6日(金)(午前10時～午後4時)

所市役所2階ロビー

▽市内の障がい者団体の紹介  
▽福祉作業所等で作った押し花はがきやキャンドル、クッキー



心温まる作品が展示されています

などの展示・販売

### 障がい体験&避難ロールプレイング!

12月7日(土)午前10時～正午

所防災センター

対身の回りのことがある程度自分でできる方

※障がいの有無は問いません。定先着20人程度(事前申込制)

内アイマスクや、手足に重りなどを付けて、障がいとそのサポート方法を体験し、災害時の避難をロールプレーで学びます。

協力 狛江消防署・狛江市社会福祉協議会

※手話通訳あり

### 地震を体験してみよう!

12月7日(土)午前10時～正午

所市役所前市民ひろば

定80人程度

内地震体験車でいざという時の心構えを学びます。

協力 東京消防庁

## 本が読めない障がい「ディスプレイシア」ってなあに?

知的や視覚に問題がないのに読み書きが困難という障がい「ディスプレイシア」。

※直接会場へお越しください。

定先着40人程度

岡牧野綾さん(調布市ディスプレイシア代表)

12月7日(土)午後2時～4時

4414

岡中央図書館 ☎(3488)

## 避難行動要支援者名簿の登録対象者が広がりました

### 登録対象者が広がりました

- 災害時に一人での避難が難しい高齢者や障がいの者の安否確認や避難誘導を、町内会・自治会、マンション等管理組合などが手助けするため、避難行動要支援者名簿への登録を受け付けています。
- ①(身体障害者手帳1・2級の方
- (2)愛の手帳1・2度の方
- (3)精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- (4)75歳以上の方と①③の方のみの世帯の方
- (5)難病の指定を受けていて、
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- (6)75歳以上の一人暮らしの方
- (7)75歳以上の方のみの世帯の方(同居者を含む)
- (8)介護保険要介護3以上の認定を受けていて、施設等に入所していない方
- (9)①⑧に準じる方で、特に災害時の支援が必要と認められる方
- ④⑤⑥⑦⑧⑨のいずれかの方は手帳を持参の上、福祉サービス支援室総合調整担当へ。

## 歳末たすけあい運動

地域で暮らす皆さんのさまざまな福祉活動やボランティア活動を支える歳末たすけあい運動が、共同募金の一環として実施されます。

12月1日(日)～31日(火)

岡狛江市社会福祉協議会 ☎(3488) 0294

## 市長コラム

29

私たちにあって多摩川はかけがえのない財産です。新春には「多摩川ロードレース」が、また、夏には「狛江古代カップ多摩川いかだレース」が盛大に行なわれました。

そして、多摩川流域で息づいてきた芸能の競演「郷土芸能フェスティバル」が本日午後1時からエコルマホールで開催されます。お気軽にお越しください。

今年で14回目となるフェスティバルでは、「多摩川イベントラリー」にも参加いただいている山梨県小菅村、丹波山村、対岸の川崎市、そして、奥多摩町、府中市に伝わる芸能が披露されます。わが狛江からは「おはやし」です。今年は小足立ばやし保存会の皆さんの熱演が楽しみです。

来年からは新たに調布市、多摩市、日野市からも参加いただく予定になっていて、多摩川の流れのように姿・形を変えながらも幾久しく続き、発展する催しになってほしいと思っています。



狛江市長 高橋都彦



# 平成25年度 上半期の財政状況

市の財政の実態を広く正しく理解していただくため、年2回（6月・12月）財政状況を公表しています。

今回は、平成25年度上半期(9月30日現在)の執行状況についてお知らせします。

# 一般会計

平成25年度の当初予算額は257億2,500万円でした。その後3回の補正により6億181万5千円を増額して、繰越事業分の1億366万5千円を含めた予算現額は264億3,048

万円となっています。

9月30日現在の予算額に対する執行状況を歳入と歳出に分けると下表のとおりです。

収入済額は121億5,157万1千円で、予算現額に対し46.0%の収入率になっています。

支出済額は110億7,060万5千円で、予

算現額に対し41.9%の執行率になっています。

## 特別会計

各特別会計予算の執行状況は、下表のとおりです。

## ■各会計予算の執行状況

| 区 分<br>会 計         | 歳入・歳出予算現額       |                |              |                 | 収入済額            | 支出済額            | 収入率   | 執行率   |
|--------------------|-----------------|----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|
|                    | 当初予算            | 上半期            | 繰越分          | 合 計             |                 |                 |       |       |
| 一 般 会 計            | 257億2,500万円     | 6 億181万 5 千円   | 1 億366万 5 千円 | 264億3,048万円     | 121億5,157万 1 千円 | 110億7,060万 5 千円 | 46.0% | 41.9% |
| 特別会計合計             | 164億3,737万 8 千円 | 4 億198万 5 千円   | 3,153万 5 千円  | 168億7,089万 8 千円 | 72億5,338万 1 千円  | 66億1,900万 7 千円  | 43.0% | 39.2% |
| 国民健康保険<br>特 別 会 計  | 79億9,797万 7 千円  | 2 億5,752万 7 千円 | 0 円          | 82億5,550万 4 千円  | 33億2,760万円      | 35億3,865万 9 千円  | 40.3% | 42.9% |
| 後期高齢者医療<br>特 別 会 計 | 16億2,340万 3 千円  | 1,633万 8 千円    | 0 円          | 16億3,974万 1 千円  | 7億7,509万 3 千円   | 5 億4,016万 9 千円  | 47.3% | 32.9% |
| 介護保険<br>特 別 会 計    | 49億4,764万 4 千円  | 1 億2,812万円     | 0 円          | 50億7,576万 4 千円  | 23億8,223万 8 千円  | 19億8,808万 4 千円  | 46.9% | 39.2% |
| 公共下水道<br>特 別 会 計   | 18億423万 2 千円    | 0 円            | 3,153万 5 千円  | 18億3,576万 7 千円  | 7 億3,919万 1 千円  | 5 億2,061万 4 千円  | 40.3% | 28.4% |
| 駐車場事業<br>特 別 会 計   | 6,412万 2 千円     | 0 円            | 0 円          | 6,412万 2 千円     | 2,925万 9 千円     | 3,148万 1 千円     | 45.6% | 49.1% |
| 合 計                | 421億6,237万 8 千円 | 10億380万円       | 1 億3,520万円   | 433億137万 8 千円   | 194億495万 2 千円   | 176億8,961万 2 千円 | 44.8% | 40.9% |

狛江市保育計画事業実施状況

平成15年7月の児童福祉法の一部改正に伴い、4月1日現在、保育所入所の待機児童が50人以上いる自治体は、保育の供給体制を確保するための保育計画を策定することが義務付けられています。そのため、市では平成22年10月に、平成23年度から平成26年度までの4カ年計画を策定し、実施状況をお知らせしています。

平成24年度の実施状況は下表のとおりです。

関係 閩児童青少年課保育係

## ■平成24年度実施状況

| 計 画               | 内 容                                        | 平成24年度実施状況<br>(25年4月1日現在)                             |
|-------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 認可保育園の大規模改修       | 土地の有効活用等により、受け入れ人数の拡大を検討する。                | 駄倉保育園の仮園舎への移転により受け入れ人数が4人の増となった。                      |
| 家庭福祉員の増員          | 家庭福祉員の新規募集を進め、待機児童解消を図る。                   | 平成24年4月に1人が開設(定員3人、25年2月から4人)、10月に1人が開設(定員5人)の増となった。  |
| 認証保育所の改修等による受け入れ増 | 認証保育所の改修等による受け入れ定員の増や新規設置等、その時の状況を勘案し検討する。 | 0～1歳児の待機児受け入れ増に必要な面積確保等のため、認証保育所5施設全体の受け入れ人数は6人減となった。 |
| 新設認可保育園の増設        | 積極的な誘致を進め、待機児童の解消を図る。                      | 認可保育園の新設により虹のひかり保育園で定員110人の増、ぎんきょう保育園では、定員70人の増となった。  |
| 幼稚園の預かり保育の時間延長    | 私立幼稚園に対して、午後7時までの預かり保育時間延長の検討を促す。          | 調査中                                                   |

# 平成24年度こまえ応援寄附金の状況

引き続き、**狛江市**への  
応援をお願いします。

市の将来都市像である「私たちがつくる水と緑のまち」の実現のため、皆さんから寄せられたこまめ応援寄附金の状況をお知らせします。

お寄せいただいた寄附金は、市のまちづくりのために大切に使用させていただきます。

図財政課・課税課

## ■平成24年度受入状況

| 寄附金の充当分野     | 寄附金額      | 件数 |
|--------------|-----------|----|
| まちづくりの原則     | －         | 0  |
| 行財政運営        | －         | 0  |
| 自然・環境        | －         | 0  |
| 都市基盤         | 2万円       | 1  |
| 子育て・福祉・健康づくり | 1,000万5千円 | 2  |
| 教育・文化        | 3万円       | 1  |
| 産業・消費生活      | －         | 0  |
| 一般寄附         | 90万円      | 3  |
| 合 計          | 1,095万5千円 | 7  |

40歳以上の方は特定健診を  
毎年受けて健康チェック！

生活習慣病は自覚症状なく進むため、知らない間に危険な状態になっている可能性があります。

高齢者および40歳以上の生活  
保護受給者  
受診券、保険証（生活保護  
受給者は不要）

今年度まだ受診していない方は、平成26年1月31日(金)までに受診してください。

**図**▽特定健康診査 40歳から74歳までの狛江市国民健康保険加入者

第4期  
健康セナ

楽しく、心と体を  
リフレッシュ

※対40歳以上の市民  
※リハビリテーション目  
的での利用や身体の状態  
によっては参加できない  
場合があります。

※過去1年以内の健康診断の結果(心電図を含む)が必要です。

**困**健康の維持・増進、生活習慣病の予防・改善を目的とした、個人に合ったプログラムでの運動

日(金)までに、健康推進課  
(あいとぴあセンター)  
☎(3488)1181へ。

## ■健康セミナー第4期

| コース | 曜 日             | 時 間          | 開始月日           | 内 容                                                | 参加費    |
|-----|-----------------|--------------|----------------|----------------------------------------------------|--------|
| A   | 火・金曜日<br>(全21回) | 午前10時<br>～正午 | 平成26年<br>1月14日 | エアロビクス<br>筋力トレーニング<br>ストレッチ<br>バランスボール<br>ウォーキングなど | 1万円    |
| B   | 水曜日<br>(全10回)   | 午後1時<br>～3時  | 1月15日          |                                                    | 5,000円 |
| C   | 金曜日<br>(全10回)   |              | 1月17日          |                                                    |        |
| D   | 土曜日<br>(全10回)   | 午前10時<br>～正午 | 1月4日           |                                                    |        |
| E   | 日曜日<br>(全10回)   |              | 1月12日          |                                                    |        |

**！ノロウイルス等の感染性胃腸炎が流行しています。手洗い等を徹底し、感染を予防しましょう。**

# 障がい福祉サービス のご案内

関福祉サービス支援室  
障がい者支援担当

身体障がいのある方、知的障がいのある方、  
精神障がいのある方、難病のある方等の自立  
や社会参加の実現を支援しています。

ここでは、障がい福祉サービスの内容を紹介します。  
※法改正等により、今後制度に変更が生じる可能性があります。

|        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                   |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 障がい者手帳 | <p>身体に障がいのある方には「身体障害者手帳」、知的障がいのある方には「愛の手帳」、精神に障がいのある方には「精神障害者保健福祉手帳」が東京都から交付されます。</p> <p>これらの手帳は、さまざまな福祉施策を利用するために必要です。手帳は心身の状況により等級が認定されます。</p> <p>〔身体障害者手帳〕申請には、指定された医師による意見書（様式は市役所にあります）等が必要です。</p> <p>〔愛の手帳〕18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの6つの判定が必要です。</p> <p>〔精神障害者保健福祉手帳〕申請には、医師による意見書（障害年金を受給されている方は年金証書でも可）等が必要です。</p> | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |

## ■相談窓口

|                                                      |                                                                                   |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービス支援室障がい者支援担当                                    | 障がいのある方、難病のある方、その保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供等の援助を行います。                                |
| 狛江市障害者地域自立生活支援センターサポート<br>(狛江市社会福祉協議会) ☎ (5438) 3533 | 在宅の方やその家族に、地域におけるサービスの利用援助、社会資源の活用や生活力を高めるための生活支援を総合的に行い、障がいのある方の自立と社会参加の支援を行います。 |
| 狛江市障がい者就労支援センターサポート<br>(狛江市社会福祉協議会) ☎ (5438) 3533    | 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう支援を行います。                    |
| 地域生活支援センターリヒト<br>(あいとびあセンター内) ☎ (3480) 6656          | 主に精神障がいのある方を対象にした相談支援を行っており、精神科や心療内科等を受診している本人や家族、関係機関などからの相談に応じます。               |

## ■手当・年金

| 支援制度                  | 対象者                                                                                                                                                                                                               | 支給額                                                                                   | 所得要件 | 担当課                   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| 心身障害者福祉手当<br>(市制度)    | 20歳未満で身体障害者手帳1～4級または愛の手帳1～4度の方、もしくは20歳以上で身体障害者手帳3・4級または愛の手帳4度の方<br>※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は対象となりません。                                                                                                      | 月額5,400円<br>※義務教育終了前のきょうだい等がいる場合、1人に付き1,600円を加算                                       | 有    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |
| 心身障害者福祉手当<br>(都制度)    | 20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方<br>※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は対象となりません。                                                                                                                          | 月額1万5,500円                                                                            |      |                       |
| 東京都重度心身障害者手当<br>(都制度) | 心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する方<br>▽重度の知的障がい、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方<br>▽重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方<br>▽重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障がいのある方<br>※施設入所の方、病院等に継続して3カ月以上入院している方、または新規申請時に65歳以上の方は対象となりません。    | 月額6万円                                                                                 |      |                       |
| 特別障害者手当 (国制度)         | 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で重複障がいの方やこれらと同等の疾病・精神障がいのある方<br>※施設入所の方、病院等に継続して3カ月以上入院している方は対象となりません。                                                           | 月額2万6,080円                                                                            |      |                       |
| 障害児福祉手当 (国制度)         | 20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度の一部またはこれらと同等の疾病・精神障がいの方<br>※施設入所の方、または障がいを理由とする公的年金受給者は対象となりません。                                                                    | 月額1万4,180円                                                                            |      |                       |
| 特別児童扶養手当(国制度)         | 20歳未満で重度障がい児(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度)、中度障がい児 (おおむね身体障害者手帳3級、愛の手帳3度)、またはこれらと同程度の疾病もしくは身体または精神の障がい、発達障がいのある児童の保護者                                                                                                  | 〔重度障がい児〕 月額5万50円<br>〔中度障がい児〕 月額3万3,330円                                               | 有    | 子育て支援課<br>手当助成係       |
| 児童扶養手当 (国制度)          | 18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童で (20歳未満で中度以上の障がいのある児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童の保護者<br>▽父母が離婚▽父または母が死亡▽父または母が重度の障がいを有する▽父または母が生死不明▽父または母に1年以上遺棄されている▽父または母が保護命令を受けた▽父または母が法令により1年以上拘禁されている▽婚姻によらないで生まれた▽棄児などで父母がいるかいないかが明らかではない | 〔全部支給〕 月額4万1,140円<br>〔一部支給〕 月額9,710円～4万1,130円<br>▽2人目加算 月額5,000円<br>▽3人目以降加算 月額3,000円 |      |                       |
| 児童育成手当<br>(障害手当・都制度)  | 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかの状態にある児童の保護者<br>▽身体障がいがあり身体障害者手帳1・2級程度<br>▽知的障がいがあり愛の手帳1～3度程度<br>▽脳性まひまたは進行性筋萎縮症                                                                                                       | 月額1万5,500円                                                                            |      |                       |
| 児童育成手当<br>(育成手当・都制度)  | 18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童の保護者<br>▽父母が離婚▽父または母が死亡▽父または母が重度の障がいを有する▽父または母が生死不明▽父または母に1年以上遺棄されている▽父または母が保護命令を受けた▽父または母が法令により1年以上拘禁されている▽婚姻によらないで生まれた▽棄児などで父母がいるかいないかが明らかではない                          | 月額1万3,500円                                                                            |      |                       |
| 障害基礎年金 (国民年金)         | 国民年金に加入中の病気やけがによって障がい残り、支給要件を満たしている方<br>※20歳になる前の病気やけがが原因で障がいが残った場合は、一定の基準により20歳から年金が受けられます。                                                                                                                      | 〔1級〕 年額97万3,100円<br>〔2級〕 年額77万8,500円                                                  | 一部有  | 保険年金課<br>医療年金係        |
| 難病者福祉手当 (市制度)         | 難病医療費等助成制度 (郵) の認定を受けている方、または他の公的制度 (公簿等) により難病であることが確認できる方                                                                                                                                                       | 月額5,400円                                                                              | 無    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |

## ■医療費助成

| 支援制度              | 対象者                                                                                                                                                               | 助成額                                                   | 所得要件 | 担当課                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| 心身障害者医療費助成制度（障）   | 健康保険の被保険者およびその被扶養者で、身体障害者手帳１・２級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいの方は３級も含む）、または愛の手帳１・２度に該当する所得制限以下の方<br>※生活保護を受けている方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は対象となりません。 | 医療費の自己負担額の一部または全部<br>※本人（20歳未満は世帯主または被保険者等）の課税状況により認定 | 有    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |
| 難病医療費等助成制度（難）     | 都内に住民登録があり、対象となる疾病の認定基準を満たす健康保険の被保険者およびその被扶養者                                                                                                                     | 月額自己負担額を超えた額<br>※生計中心者の所得状況により認定                      | 無    |                       |
| 自立支援医療費制度（精神通院医療） | 精神疾患がある方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方                                                                                                                              | 原則、自己負担額の１割<br>※月額自己負担上限額は本人の収入や世帯の所得・疾患等により設定        | 有    |                       |
| 自立支援医療費制度（更生医療）   | 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を受けている方                                                                                                              |                                                       |      |                       |
| 自立支援医療費制度（育成医療）   | 身体に障がいのある18歳未満の児童で、手術等によって障がいの改善が見込まれる児童                                                                                                                          | 原則、自己負担額の１割<br>※月額自己負担上限額は保護者の収入や世帯の所得・疾患等により設定       |      |                       |
| ひとり親家庭等医療費助成制度（親） | 18歳になった日以後の最初の３月31日までの児童（20歳未満で中程度以上の障がいのある児童を含む）を保護するひとり親（父、母、または養育者）<br>※父、母が重度の障がいのある世帯を含む。                                                                    | 児童、父、母、または養育者が医療機関で支払う医療費の自己負担額の一部                    |      | 子育て支援課<br>手当助成係       |

■自立支援・障害児通所給付

| 支援制度            | 制度の内容                                                                                                                                             | 負担額                                                                                                | 所得要件 | 担当課                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| 居宅介護（ホームヘルプ）    | 障がいのある方の居宅で、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行います。                                                                           | 〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 1 割負担<br>〔非課税世帯〕 無料                                                  | 無    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |
| 短期入所事業（ショートステイ） | 自宅で介護する方が病気等のため、一時的に自宅での生活が困難となった障がいのある方に対して、短期間、夜間を含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な保護を行います。                                                             |                                                                                                    |      |                       |
| 児童発達支援          | 心身の発達に遅れなどが見られる未就学児に対し、適切な指導と訓練を実施します。                                                                                                            |                                                                                                    |      |                       |
| 放課後等デイサービス      | 就学している障がい児に対して、放課後等に、生活に必要な能力向上のための訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を実施します。                                                                                    | 〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 基準額の 1 割負担<br>〔非課税世帯〕 無料<br>※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給の対象となりません。 | 有    |                       |
| 補装具費の支給         | 身体障害者手帳の交付を受けた方が、身体の一部の欠損や機能を補い日常生活や職業生活を容易にするための機能を助ける装具（義肢、装具、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、一本杖以外の歩行補助杖、歩行器など）の交付や、修理に必要な費用を助成します。<br>※装具の種類に応じた基準額があります。 |                                                                                                    |      |                       |

■就労活動の場

| 支援制度                 | 制度の内容                                                        | 負担額                                 | 所得要件 | 担当課                   |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------|-----------------------|
| 就労継続支援（A型・B型）・就労移行支援 | 障がいがあり、一般企業での就労が困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を実施します。 | 〔本人および配偶者が課税世帯〕 1 割負担<br>〔非課税世帯〕 無料 | 無    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |

■地域生活支援

| 支援制度                    | 制度の内容                                                                                                                           | 負担額                                                                                                  | 所得要件 | 担当課                              |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------|
| 意思疎通支援<br>(手話通訳・要約筆記派遣) | 聴覚・音声機能・言語機能障がいのある方の意思疎通を仲介し、社会参加を促進するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。                                                                 | 無料<br>※通訳者の交通費、入場料等は利用者負担となる場合があります。                                                                 | 無    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当            |
| 日常生活用具費の支給              | 日常生活用具（入浴補助用具、歩行支援用具、特殊寝台、特殊便器、火災警報器、ストーマ装具など）の購入費用の一部を支給します。<br>※用具の種類に応じた基準額があります。                                            | 〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 基準額の 1 割負担<br>〔非課税世帯〕 無料<br>※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は交付負担の対象となりません。 | 有    |                                  |
| 移動支援                    | 視覚障がいのある方、肢体不自由な方で上下肢ともに重度の障がいのある方、知的障がいのある方または精神障がいのある方が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。                                | 〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 1 割負担<br>〔非課税世帯〕 無料                                                    | 無    |                                  |
| 日中一時支援                  | 障がいのある方等が日中活動する場の確保および一時的な見守りにより、障がいのある方等の社会適応の促進や日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る支援を実施します。                                               |                                                                                                      |      |                                  |
| 訪問入浴                    | 身体障害者手帳の交付を受けている15歳以上65歳未満の在宅の方で、座位を保つことが著しく困難である等、訪問入浴でなければ入浴が困難な方の支援を実施します。                                                   |                                                                                                      |      |                                  |
| 地域活動支援センター              | フリースペースの提供、グループワーク・メンバーによる自主活動の支援、地域住民との交流事業や地域の社会資源とのネットワーク構築の他、同行支援や訪問支援などの生活支援を実施します。<br>※精神科や心療内科を受診していて、リヒトに利用登録をした方が対象です。 | 無料<br>※リヒトに登録する際、登録料（年額1,120円）が必要です。                                                                 |      | 地域生活支援センター<br>リヒト<br>☎（3480）6656 |

■日常生活の援助・助成

| 支援制度                      | 受給要件                                                                                                                                                                                                       | 助成額等                                                                                                 | 所得要件 | 担当課                   |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| 都営交通無料乗車券・精神障害者都営交通乗車証の交付 | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方<br>※シルバーパスとの併用はできません。                                                                                                                                                   | 都営地下鉄全線、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーが無料                                                                         | 無    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |
| 民営バスの割引および付き添いの方の割引       | 〔本人のみ〕身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方<br>〔本人および付き添いの方〕第1種の身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方                                                                                                                                | 都内を運行する一般路線バスの都内区間運賃が半額<br>※付き添いの方には割引証を発行                                                           |      |                       |
| 有料道路の割引                   | 〔本人が運転する場合〕身体障害者手帳の交付を受けている方<br>〔本人が運転する場合および本人が同乗し本人以外の方が運転する場合〕第1種の身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方<br>※短期リースや、事業・営業に使用する自動車等は対象となりません。                                                                          | 通常料金の半額                                                                                              |      |                       |
| 身体障害者用自動車改造費の助成           | 市内に居住する18歳以上の上下肢または体幹機能障がい1・2級の方で、自らが所有し運転する自動車の改造が必要な場合                                                                                                                                                   | 限度額13万3,900円                                                                                         | 有    |                       |
| 自動車運転教習および排気量等の限定解除費用の助成  | 市内に引き続き3カ月以上住所を有し、運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳3級以上（内部障がいは4級、下肢または体幹機能障がいは5級以上で歩行困難な方）および愛の手帳4度以上の方                                                                                                                 | 助成対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）を助成。ただし、前年の所得税額に応じて限度額あり。排気量等の限定解除は、助成対象経費の実支出額（2万600円程度）。                  |      |                       |
| 身体障害者自動車ガソリン費助成           | 市内に引き続き3カ月以上居住し、住民基本台帳に登録されている方で、次のいずれかに該当する方<br>▽身体障害者手帳1～3級の方で、自己所有の自動車を自ら運転している方<br>▽身体障害者手帳1・2級あるいは愛の手帳1・2度の方で、同一世帯または同一住所に移動の介助を行う方がいて、その介助者が自己所有の自動車を専らその障がいのある方のために使用する場合<br>※福祉タクシー利用助成との併給はできません。 | 1カ月27ℓを限度とした額（1,400円）                                                                                | 無    |                       |
| 福祉タクシーおよび福祉車輛利用助成         | 上肢障がい・聴覚障がいを除く身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、または高次脳機能障がいでも重度の知的障がいと同程度の方<br>※ガソリン費の助成との併給はできません。                                                                                                                 | 月額2,800円                                                                                             | 有    | 福祉サービス支援室<br>障がい者支援担当 |
| 中等度難聴児補聴器購入費の助成           | 市内に住所を有する方で、次の条件をいずれも満たしている方<br>▽身体障害者手帳を取得していない18歳未満の方<br>▽両耳の平均聴力がおおむね30デシベル以上の方                                                                                                                         | 上限額<br>〔片耳〕13万7,000円<br>〔両耳〕27万4,000円（医師が認める場合のみ）<br>※上限額に満たない場合は、その金額が助成額となります。                     |      |                       |
| 重度心身障害者（児）家族介護用品の支給       | 東京都重度心身障害者手当の対象となる重度の障がいのある方で、常時おむつを必要とする65歳未満の方<br>※施設入所等の方は適用されない場合があります。                                                                                                                                | 〔重度心身障害者手当を受給していない市民税非課税の方〕3万3,200円（年3回）を限度とした介護用品の支給<br>〔それ以外の方〕2万円（年3回）を限度とした介護用品の支給               | 無    |                       |
| 入浴券の交付                    | 心身に障がいがあり、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている12歳以上の方で、自宅に入浴施設がなく、常時公衆浴場を利用する方<br>※生活保護の生活扶助を受給している方は除く。                                                                                                      | 月4枚                                                                                                  |      |                       |
| 送迎サービス（ハンディキャブ）           | 原則、市内在住の利用会員登録をされた方で、車いすを利用する方、歩行困難の方、目の不自由な方、知的障がいのある方、またはその他の理由で移動困難と認められる方                                                                                                                              | 利用は原則、午前8時から午後6時まで（時間外は要相談）、運行利用料は30分500円（早朝・夜間・休日は600円）。走行距離1kmにつき50円加算（市内は一運行700円）。<br>〔年会費〕3,000円 |      |                       |
| NHK放送受信料の免除（全額）           | ▽身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合<br>▽所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がいと判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合                                              | 全額免除                                                                                                 | 有    |                       |
| NHK放送受信料の免除（半額）           | ▽視覚障がいまたは聴覚障がい、もしくは身体障害者手帳1・2級の方が世帯主かつ受信契約者である場合<br>▽精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主でかつ受信契約者である場合<br>▽所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がいと判定された方が、世帯主でかつ受信契約者の場合                | 半額免除                                                                                                 | 無    |                       |

広報こまえは市ホームページのお役立ち情報「広報こまえ」からご覧になれます。



こまえ子育てねっと  
 http://komae-kosodate.net/

◎和泉児童館  
 ☎（3480）1441

■乳幼児クリスマス会 回12  
 月9日(月)午前10時30分～11時  
 30分 所西河原公民館 乳幼児  
 親子回7日(土)まで

■一輪車検定 回12月10日(火)  
 午後3時30分～4時30分 所小  
 学生以上

■いずみ子育てくらぶ3期平  
 成26年1月～3月 回回  
 0歳児（こぼんだ）隔週火曜  
 日▽0歳児（ぼんだ）隔週木  
 曜日▽1歳児（うさぎ）隔週  
 金曜日▽2～3歳児（こあら）

隔週火曜日 午前中40分程度  
 回0歳児は12月10日(火)、1歳  
 児は12日(木)、2～3歳児は13  
 日(金)の各日午前10時30分から  
 窓口へ。

◎岩戸児童センター  
 ☎（3489）5414

■おはなし会 回12月11日(水)  
 午後4時～4時45分 所小学生

◎子ども家庭支援センター  
 ☎（5438）6606

■たんぽぽクリスマス 回12  
 月21日(土)午前10時30分～11時

30分 所乳幼児親子回16日(月)ま  
 で、窓口でチケットを配布(電  
 話可)

◎狛江子どもの家  
 ☎（3488）1231

■園庭開放 回12月5日(木)午  
 前10時～11時（雨天中止） 所  
 リトミック

◎多摩川保育園  
 ☎042（483）4667

■園庭開放 回12月11日(水)午  
 前10時～11時（雨天中止） 所  
 餅つき

◎狛江保育園  
 ☎（3480）0069

■園庭開放 回12月10日(火)午  
 前10時～11時（雨天中止） 所  
 封筒人形遊び

◎虹のひかり保育園  
 ☎（5761）2737

■地域活動「なないろの会」  
 つくってあそぼう！ 回12月  
 5日(木)午前10時～11時 所先着  
 10組

◎学童保育所午前開放事業「あ  
 そびの広場」12月のイベント

毎週火・水・金曜日（学校  
 休業日を除く）の午前中、施  
 設を遊び場として乳幼児に開  
 放している他、保育士などが  
 子育て相談を行います。

回回3日(火) お話▽10日(火)  
 体操▽13日(金) クリスマスリ  
 ース・ツリー制作▽20日(金)  
 すくすく測定 所午前10時～正  
 午

市立保育園園庭開放  
 「おひさま」

園松原学童保育所 ☎（348  
 9）9380、東野川学童保  
 育所 ☎（3480）8709、  
 駒井学童保育所 ☎（3489）  
 2877

子どもと家庭に関する簡単  
 な相談、指導も行います。  
 所午前9時40分～11時30分（雨  
 天中止） 所市内在住の未就学  
 児とその保護者 所着替え、タ  
 オル等※親子とも汚れてもよ  
 い服装でお越しください。

| 園名                   | 日程     | 内容           |
|----------------------|--------|--------------|
| 和泉保育園<br>☎(3480)0598 | 10日(火) | クリスマス制作・健康相談 |
| 藤塚保育園<br>☎(3489)2835 | 19日(木) | リズム遊び・身体測定   |
| 駒井保育園<br>☎(3480)9361 | 18日(水) | 園庭遊び・身体測定    |
| 駄倉保育園<br>☎(3489)5415 | 9日(月)  | 身体測定         |
| 宮前保育園<br>☎(3480)4448 | 18日(水) | 体操・リズム遊び     |
| 三島保育園<br>☎(3488)3898 | 12日(木) | クリスマス制作      |
|                      | 25日(水) | 園庭遊び・身体測定    |
|                      | 2日(月)  | 園庭遊び         |
|                      | 17日(火) | 園庭遊び・身体測定    |
|                      | 12日(木) | パネルシアター      |
|                      | 25日(水) | 園庭遊び・身体測定    |

## 狛江すくすく コンサート

第22回

回12月14日(土)午後1時30分～4時  
 （午後1時開場）  
 所エコルマホール  
 出演第三小学校・緑野小学校ブラスバ  
 ンド、第三中学校・第四中学校吹奏楽  
 部、都立狛江高校吹奏楽部・箏曲部、  
 山梨県小菅村立小菅小学校  
 所児童青少年課児童青少年係



親子で楽しめます

# 健康と衛生

検診

3・4カ月児健康診査

回12月18日(水)・19日(木)午後1時  
 から 所平成25年8月生まれの乳  
 児※問診票は個  
 別に送付 所母子  
 健康手帳、問診  
 票、保険証  
 所問健康推進課  
 （あいとぴあセンター）☎（34  
 88）1181

教室

■老人クラブ「心と身体の健康  
 に関する講演会」～健康寿命を  
 延ばそう～

回12月5日(木)午前10時～正午 所  
 中央公民館 所染谷泰寿さん（染  
 谷クリニック院長）

■ママパパ学級  
 所第一子妊娠中のお母さん・お  
 父さん 回1回目 妊娠中の生  
 活・家族計画、体操▽2回目  
 先輩ママの話、食事・バランス  
 チェック、赤ちゃん和妈妈パ  
 のためのサービス▽3回目 沐  
 浴・おむつ交換、パパの妊婦体  
 験、育児の話  
 所問健康推進課（あいとぴあセ  
 ンター）☎（3488）11  
 81へ。

予防接種

BCG接種

回12月24日(火) 所午前10時～10時  
 30分 所生後12カ月未満の乳児（標  
 準接種年齢生後5～8カ月）※  
 通知対象者は平成25年11月生ま  
 れの乳児 所母子健康手帳、予診  
 票、髪ゴム、ピン等  
 所問健康推進課（あいとぴあセ

相談

各日 所午後1時30分～3時 所  
 飲み物、運動着  
 回回2日(月)から、地域包括支援  
 センターこまえ正吉苑 ☎（54  
 38）2522へ。  
 ■あいとぴあセンター「介護予  
 防教室」  
 回12月17日(火)午後2時～3時30  
 分 所先着20人 所65歳からのお金  
 にまつわる生活設計 所岩崎剛士  
 さん（1級ファイナンシャルプ  
 ランニング技能士）  
 所回2日(月)から、あいとぴあ  
 地域包括支援センター ☎（54  
 38）3565へ。

■育児相談～子どもの身長、体  
 重も測れます～  
 回12月25日(水)午前9時30分～11  
 時30分 所育児の悩み、お母さん  
 自身の心や体の相談 所保健師、  
 助産師、栄養士、歯科衛生士な  
 ど 所母子健康手帳  
 所問健康推進課（あいとぴあセ  
 ンター）☎（3488）1181

無料健康相談

回12月19日(木)午後1時30分～2  
 時30分 所あいとぴあセンター 所  
 目内科・外科  
 所問狛江市医師会事務所 ☎（34  
 88）2267

■犬のしつけ・飼育相談

回12月27日(金)午前9時30分～11  
 時30分 所先着6人 所西川文二さ  
 ん（東京都動物愛護推進員）  
 所問健康推進課（あいとぴあセ  
 ンター）☎（3488）11  
 81へ。

以下は広告枠です

法律問題・登記でお困りなら、弁護士と司法書士の合同事務所  
**調和法律・法務事務所**  
 ご相談は45分まで無料  
 弁護士 齋藤裕介 司法書士 根本幸一郎  
 （東京弁護士会所属）（東京司法書士会所属）  
 ●相続・遺言・遺産分割・成年後見  
 ●離婚・金銭トラブル・交通事故・労働  
 ●刑事弁護  
 ●登記  
 ●借金整理 など  
 調布市小島町1丁目35番地  
 4クレール小島ビル 3階  
 ☎042-440-3755

健康 安心 自然素材  
 国産の木・漆喰・珪藻土、紙、石など  
 無添加自然素材を活かす  
**健康安心空間専門コーナー**  
 自然、天然素材中心の住まい アレルギー体質の方はご相談ください  
**のーけんリフォーム**  
 一般建築士事務所（都知事17553） 建築業許可 東京都知事（般-23）35664  
 所 所東建ハウジンググループリフォーム増設専門店  
 〒201-0004 東京都狛江市若戸北1-7-9  
 ☎0120-565-321  
 【お見積無料】 【ご相談無料】 http://www.token-h.co.jp/

あなたの願う「お葬式」を実現します！  
 1人暮らしの  
 終活プラン  
 葬儀～散骨・埋葬まで  
 公正証書  
 にて保証  
 1日葬  
 ワンデー 20名以内プラン  
 298,000円～  
 花の家族葬  
 20名以内プラン  
 398,000円～  
 代表取締役 林 清子  
 散骨 社葬  
 オリジナル葬  
 ご依頼・  
 資料請求  
 ☎0120-255-297  
 Sōgi サポートセンター  
 Lin MC Group Co., Ltd.  
 事前相談・事前契約の方に  
 「ファイナルノートBOOK」  
 をプレゼント！

# インフォメーション

## ご案内

### 催し

■ともしび音楽隊・クリスマスコンサート

■12月15日(日)午後1時30分～3時30分 80人  
所 岡野川地域センター ☎ (3480) 2211

### 12月の古民家園

▽民家園のすす払い 日 15日(日) 午前9時～午後1時 (雨天の場合は22日(日)に延期) 中学生以上※参加する場合は事前にご連絡ください 園 畳を干したり、天井やはりのすすを竹で払うなどの、主屋の大掃除 園 タオル、マスク、帽子※用具貸し出し。汚れても良い服装でお越しください。なお、午後1時まで主屋の見学はご遠慮ください。

▽市民が育てる「むいから民家園の歩み展」 日 16日(月)～25日(水) 所 市役所2階ロビー 園 開園から11年をパネル展示で振り返ります。

▽お正月を生けよう「正月花の講習会」 日 27日(金)午後1時～3時※都合の良い時間にお越しください (指導時間は約30分)

■大人 園 15人 (要予約) 所 伯江市華道連盟 園 持ち帰り用の包み紙、布巾 ¥1,500円 (材料代) 申 20日(金)まで

園 むいから民家園 ☎ (3489) 8981 (水・木曜日は休園)

### お知らせ

分 肉模擬店・アトラクション・ステージなど  
所 岡調布特別支援学校 ☎ 042(487) 7221

■ファミリー・サポート・センター事業説明会

▽トトロもほしがるクリスマスリース作り 日 1日(日) 所 八原ダリさん (グリーンコーディネート) 園  
▽オタマ池の環境保全清掃 日 8日(日) 所 池の中のささ刈りや散策路作り 所 松尾敦子さん (第三小学校保護者)

▽ヤンマ池の環境保全清掃 日 15日(日) 所 池の中のごみすくいや散策路作り 所 門脇昭生さん (第一小学校保護者)

▽今年最後の多摩川清掃 & 苦労さま会 日 22日(日) 所 清掃と一品持ち寄りの青空親睦会 所 小川貴弘さん (伯江はたる村)

各 日 園 午前10時～正午 (雨天中止) ※いずれもクルマミ村集合 園 草地を歩ける服装、軍手、タオル、水筒、のこぎり、鎌など 園 竹本 ☎ (5761) 2844

■「伯江弁財天池特別緑地保全地区」12月行事

日 8日(日) (雨天決行) 園 自然観察会 午前10時～11時 園 緑地の開放 午前10時～午後3時※ 伯江弁財天池特別緑地保全地区市民の会では、会員を募集しています。

園 坂田 ☎ (3489) 7139  
■都立調布特別支援学校「調布まつり」

日 12月14日(土) 午後1時～3時30分

### セミナー

■古布再生「長袖チュニックを作ろう」

日 12月12日(木) 午前10時～午後4時 所 先着10人 園 着物物地または羽織 (1枚分)、筆記用具、裁縫道具、ミシン糸、物差し、裁ちばさみ、紙切りばさみ ¥500円 (材料代) ※布は必ず古布を持参してください。

申 園 5日(木) から清掃課 (ビン・缶リサイクルセンター) へ。

### 英会話教室

▽とつてもたのしい英会話教室  
くしゃべって歌って聞いて読む  
日 平成26年1月10日～2月28日の毎週金曜日 園 午後1時～3時 園 10人程度※最少開講人員

### スポーツ

#### 青少年綱引き教室

日 12月14日(土)、平成26年1月18日(土) 午前9時～11時15分 (全2回)

所 西和泉体育館 園 小学校3～6年生※個人・チーム (12人以内) どちらの参加でも可 ¥1人200円 (保険・消耗品代)  
申 園 12月10日(火) までに、参加費持参の上、社会教育課社会教育係へ。

■第15回伯江市少年少女綱引き大会

日 平成26年1月26日(日) 午前10時から 所 市民総合体育館 園 小学校3～6年生の部、小学校3・4年生の部※各部3チーム以上の申し込みがないと不成立 チーム編成 1チーム9～12人 (選手8人、交代選手2人以内、監督1人、マネジャー1人)

申 園 12月16日(月) までに、申込書 (社会教育課窓口・市民総合体育館で配布) を社会教育課社会教育係へ。

### 公民館

◎西河原公民館  
☎ (3480) 3201

■西河原映画会「Disney, s クリスマス・キャロル」監督ロバート・ゼメキス、日本語吹替版 日 12月14日(土) 午前10時～午後2時の2回上映 (上映時間97分) 園 初老のスクリーンジ

は心の暖かみとは無縁だったが、そこへ3人の精霊たちが現れ： 園 いきいき子育てルーム・クリスマス会 園 親子で楽しいクリスマスとのきを 日 12月20日(金) 午前10時30分開演 (10時開場) 園 Sweet によるハンドベル演奏、サンタさんからの手作りプレゼント (先着順、無くなり次第終了) など



◎中央公民館  
☎ (3488) 4411

■平成26年度中央公民館ショーケースの利用申し込み 園 中央公民館の利用団体 日 12月2日(月)～16日(月)

■初心者のための人形劇ワークショップ 日 園 平成26年1月

育係へ。

#### 三中地区スポレク大会

日 12月8日(日) 午前9時～正午 (小雨決行) 所 和泉小学校 園 市民※小学生以下は保護者同伴 園 グラウンドゴルフ、ゲートボール、玉入れ、ミニレース※参加賞あり 園 伯江市体育協会 ☎ (3480) 6211 (平日午前9時～午後5時)

25日(土) 人形作り▽2月1日(土) 芝居作り・演技▽2月8日(土) 人形劇発表 園 午前10時～正午 園 成人 園 20人 園 岡本和彦さん (人形劇団ブーク) ¥600円 (材料代) 日 12月2日(月) 午前9時から

#### 女性のための講座

| 日 程           | 内 容                        |
|---------------|----------------------------|
| 平成26年1月18日(土) | オリエンテーション&演劇ワークショップ～A子の日常～ |
| 1月25日(土)      | 女性って大変！～自分のこと後まわしにしていますか？～ |
| 2月1日(土)       | 自立ってなに？～自分らしく生きるとは～        |
| 2月8日(土)       | これからどうする？～私の場合～            |

### 図書館

◎中央図書館  
☎ (3488) 4414

■12月の平日夜間開館時間延長を試行します

日 12月9日(月)～13日(金) 園 午前10時～午後8時

■子どもおはなし会 日 12月4日(水)・11日(水)・18日(水) 園 午後3時30分から 園 4歳以上の子ども

日 12月12日(木)・26日(木) 園 園 0歳～1歳の子どもと保護者 午前10時30分～10時45分▽2～3歳の子どもと保護者 午前11時～11時20分

以下は広告枠です

### お見合いパーティー

調布近郊・少人数制

参加費:2,800円 10:00～12:00

受付:当事務所、会場:サロン・ド・テ・スリジェ 一緒に話しましょ

開催日

12/8(日) 女性 58才～69才

12/22(日) 女性 20代～39才

平成26年1/19(日) 女性 38才～49才

※男性は  
相応の方

042-484-8888 (朝・夕 042-486-4626)

経済産業大臣認定 サポート協会 加盟番号 080-7008

TTネット交流会 担当/林・高橋

調布市小島町1-34-1 エクレール調布303

### さあ! ネットで申告 あなたの確定申告をサポート!

### 暮らしと税を結ぶ 信頼のパートナー

国税庁e-Taxキャラクター イータ君

特典のある青色申告がいいですね  
平成26年1月1日からすべての白色申告のかたは 記帳が義務化されます

公益社団法人 武蔵府中青色申告会

府中市本町4-15-22  
TEL 042-362-8466 FAX 042-333-0687

入会随時受付中! 入会金1,000円 年会費18,000円  
青色申告会はe-Taxの利用をサポートしています。

